

笠間市告示第596号

令和5年第4回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年11月22日

笠間市長 山口伸樹

1 期 日 令和5年11月29日（水）

2 場 所 笠間市議会議場

令和5年第4回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
11月29日	水	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程・提案理由説明 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後5時）〕
11月30日	木	休 会	議案調査
12月 1日	金	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会〕
12月 2日	土	休 会	
12月 3日	日	休 会	
12月 4日	月	休 会	常任委員会（総務産業）
12月 5日	火	休 会	常任委員会（教育福祉）
12月 6日	水	休 会	常任委員会（建設土木）
12月 7日	木	休 会	議事整理
12月 8日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月 9日	土	休 会	
12月10日	日	休 会	
12月11日	月	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
12月12日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
12月13日	水	休 会	議事整理
12月14日	木	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕 〔清掃施設整備等調査特別委員会〕

令和5年第4回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和5年11月29日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	金 木 雄 治 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	下 条 かをる 君
福 祉 事 務 所 長	堀 内 信 彦 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
市 立 病 院 事 務 局 長	木 村 成 治 君
教 育 部 長	堀 江 正 勝 君
消 防 長	菌 部 恵 一 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	島 田 茂 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 1 号

令和5年11月29日（水曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第7 議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第78号 笠間市公民連携推進条例について

- 日程第9 議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 財産の譲与について
- 日程第15 議案第86号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ）
- 議案第87号 指定管理者の指定について（笠間市営友部駅南口自転車駐車場）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（笠間クライנגルテン）
- 日程第16 議案第89号 工事請負契約の変更について
- 日程第17 議案第90号 茨城県中央環境衛生組合の設立について
- 日程第18 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第92号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第93号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 日程第7 議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第78号 笠間市公民連携推進条例について
- 日程第 9 議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 財産の譲与について
- 日程第15 議案第86号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ）
- 議案第87号 指定管理者の指定について（笠間市営友部駅南口自転車駐車場）
- 議案第88号 指定管理者の指定について（笠間クラインガルテン）
- 日程第16 議案第89号 工事請負契約の変更について
- 日程第17 議案第90号 茨城県中央環境衛生組合の設立について
- 日程第18 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）
- 議案第92号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第93号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第94号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第96号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第98号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）

午前10時00分開会

表彰状の伝達

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、総務大臣から感謝状が贈られておりますので、ここで伝達を行います。
議会事務局長より、お名前をお呼びいたします。

○議会事務局長（西山浩太君） 総務大臣から感謝状を受けられました議員を読み上げさせていただきます。

小菌江一三議員。

以上でございます。

小菌江議員には、議長の前までお進みます。

○議長(大関久義君)

感謝状

茨城県笠間市 小菌江一三殿

あなたは、35年以上の永きにわたり市議会議員として地方自治の振興発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績は、まことに顕著であります。

よって、ここに深く感謝の意を表します。

令和5年10月16日

総務大臣 鈴木淳司(代読)

[表彰状伝達、拍手]

○議長(大関久義君) 以上で総務大臣からの感謝状の伝達を終わります。

開会の宣告

○議長(大関久義君) 御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回笠間市議会定例会を開会いたします。

なお、本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長(大関久義君) ここで、市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 挨拶に入ります前に、一言お祝いを申し上げさせていただきたいと思っております。

ただいま、総務大臣からの感謝状を授与されました小菌江議員には、誠におめでとうございます。30年以上の長年の御労苦に深く敬意を表しますとともに、さらなる御活躍を御期待を申し上げます。

さて、令和5年第4回笠間市議会定例会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員各位には公私とも御多忙のところ御参集をいただき、御礼を申し上げるところであります。

初めに、市内養鶏場における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う対応状況について御報告申し上げます。

去る11月26日に市内養鶏場の農場管理者から県北家畜保健衛生所に「鳥インフルエンザの症状が見られる」との通報が入り、家畜防疫員が簡易検査を実施したところ、陽性の反応が見られ、遺伝子検査の結果においても陽性となったことから、翌日27日午前9時に農林水産省において、今年度、国内2例目となる高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。同日には防疫措置等の拠点となる防疫支援センターが笠間市民体育館に開設され、対象の農場において、1クール当たり8時間従事の3交代制により、県央地域並びに隣接自治体等の協力を得ながら、7万2,000羽の殺処分が開始されております。

次に、市の対応についてでございますが、26日に対策本部を設置し、情報収集を行うとともに、27日早朝に第1回の会議を開き、事案の情報共有及び各種対策・対応について検討・決定をいたしましたところであります。また、発生農場の地元自治体として、本日早朝までに主管課である農政課職員をはじめ、市職員約100名を動員をいたしました次第であります。県業務の支援として、物品の搬入搬出作業、防疫支援センター内駐車場の整理及び作業車両等の消毒、さらには現地での殺処分と、その記録管理等に従事しているところであります。さらに、ホームページやSNSを通じた情報提供をはじめ、発生農場や防疫支援センター、消毒ポイントの周辺住民への説明・周知についても行ってまいりました。

本日、午前6時時点で殺処分が終了し、今後は防疫措置の完了に向けて、鶏舎等の清掃・消毒等を進めていくこととなります。引き続き、県と綿密な連携を図りながら、迅速かつ適正な対応を進めてまいります。

次に、地方を取り巻く国の動きについてでございます。

まず、国におきましては、11月7日に閣議決定された、デフレ完全脱却のための総合経済対策の裏づけとなる13兆1,992億円の令和5年度一般会計補正予算（第1号）について、本日、成立する見通しとのことでもあります。これに伴いまして、非課税の低所得者世帯などを対象とした7万円の給付事業をはじめとする重点支援、地方交付金の本市での活用事業について、第4回定例会開会中に追加議案として提案をさせていただきますので、御審議のほどお願いを申し上げます。

今回の補正予算は、物価高から国民生活を守るための対策から、国土強靱化など5本の柱による総合経済対策となっており、幅広い分野における予算が編成されております。電気・ガスなどの価格激変緩和措置や中小企業の省力化、介護職員等の処遇改善といった国が直接的に実施する対策に加え、デジタル田園都市交付金やインバウンドの対策など自治体や市内事業者等の創意工夫によって展開可能な事業メニューもあることから、随時、検

討・協議を進め、必要な段階での予算化等を検討しながら、市民生活の安定、そして地域の成長に資する取組を推進してまいりたいと考えております。

また、県におきましても、来月6日から茨城県議会第4回定例会が開会されます。

昨日28日の知事定例記者会見によりますと、台風13号により被災した事業者支援や、道路・河川等の災害復旧及び防止対策など、一般会計で約56億1,600万円の増額補正が上程されるとのことです。

また、県は昨日、東海第二発電所において原子力災害が発生した際の放射性物質拡散シミュレーションの結果を公表いたしました。このシミュレーション結果によると、公表された22通りの全てにおいて、市内に避難・一時移転の対象となる区域は生じないとされております。

また、知事会見では、このシミュレーションにより広域避難計画策定の一つの目安が明らかとなり、今後、県を中心に計画策定の促進や実効性を高めていきたいとの発言がありました。市といたしましては、既に策定済みの市避難計画の下、このシミュレーション結果も踏まえながら、原子力災害発生時の備えをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、市内における観光動態についてでございます。

9月末に開催した新栗まつりを皮切りに、茨城デスティネーションキャンペーン及び女優の吉永小百合さんが出演されたテレビCM、JR東日本の大人の休日倶楽部の効果も相まって、菊まつりとの会期も重なった中、市内は多くの来訪者でにぎわっております。CM撮影場所となった春風萬里荘では、昨年10月の来場者数に対して4.5倍の来場があり、回廊ギャラリー門、釜めしはらだでも大きな反響を呼んでいると伺っております。また、本市のゲートウェイである道の駅かさまにおいても、10月の来場者が昨年の1.2倍となるなど、市内各所への波及効果も見られるところであります。

海外インバウンドの状況につきましては、国際クルーズ船の県内寄港に伴うツアーをはじめとした海外観光客が、本市を訪れている状況にあります。笠間市台湾インバウンド推進協議会の集計においては、インバウンド観光客数は増加傾向にあり、中でも台湾からの観光客数の伸びが大きくなっております。

今後、こうした状況が一過性のものにならないよう、効果検証を行いながら、さらなるツアーの造成や受入れ体制の整備など、定着化に向けた取組を強化してまいります。

次に、笠間台湾交流事務所開設5周年記念事業の実施について、御報告申し上げます。

去る24日の笠間台湾交流事務所開設5周年記念式典の開催にあわせ、市議会議員各位をはじめ市内関係団体等代表、市内中学生選抜による親善大使、市執行部等、総勢82名が、23日から26日にかけて台湾に渡航し、新たなステージに向けて台湾関係各所との交流を深めるとともに、関係の強化を図ってまいりました。

台湾の首都機能を有する台北市と交流促進による相互の発展を目指すため、連携協定を

締結をいたしました。観光誘客促進はもとより、産業、教育、スポーツなど様々な分野において、経済的・文化的・人的な相互交流を促進をし、地域の成長につなげてまいりたいと考えております。

また、これまで市内中学校とオンラインによる授業や交流を通じて関係を深めてきた銘傳大学並びに台北城市科技大学と官学連携協定を締結いたしました。これを機に、語学交流や短期研修、留学、さらには台湾学生のインターンシップの受入れなど、教育・文化・人材面での相互交流や連携を本格化し、次世代を担う子どもたちをはじめ、グローバル社会に活躍できる人材育成を図ってまいります。

さらに、交流事務所開設5周年記念式典では、本市訪問団と台湾関係機関等、総勢100名が一堂に会した中で、事務所開設からこの5年間、本市と台湾の交流促進に御尽力をいただいた台湾農業部農糧署の胡署長並びに東豪旅行社の陳社長に、感謝状を贈呈をさせていただきました。式典では、中学生親善大使12名による日本語と中国語によるスピーチが行われたほか、市訪問団の各主体と台湾関係機関等において、観光誘客策や販路開拓に向けた方策、陶器を通じた相互連携、さらにはゴルフをはじめとするスポーツ交流等について意見交換を行ってまいりました。

今回の5周年を機に、笠間台湾交流事務所を拠点に、今後、台湾との関係を一層強化し、交流促進による地域の活性化を図ってまいります。

次に、今定例会の提出議案についてでございます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてをはじめとする議案が26件ございます。

提出議案のうち、補正予算関係の議案であります。令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）をはじめ、特別会計及び企業会計合わせて9会計の補正予算案を上程するものであります。今回の補正予算では、市政の諸課題に対しスピーディーに対応するため、必要な事業の推進に係る予算措置を講ずることといたしました。

まず、歳出の主なものについて申し上げます。

職員給与及び会計年度任用職員報酬に係る人事院勧告に伴う人件費の補正や、令和6年度から使用する小学校用教科書の刷新に伴う、教員が使用する教科書や指導書等の購入経費、さらには通学路を含む道路の交通安全対策の強化や、生活道路整備のさらなる推進などがございます。また、このほか、新年度における行政サービスや行政事務を遅滞なく円滑に行うため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に、歳入予算につきましては、法人市民税法人税割及び固定資産税の増を見込み、補正するものであります。

これらの経費及びその財源を盛り込んだ今回の補正予算は1億2,480万3,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は353億6,575万3,000円となります。

後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願い

を申し上げ、挨拶いたします。

開議の宣告

○議長(大関久義君) 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長(大関久義君) 日程について報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりとします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長(大関久義君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番村上寿之君、14番石井 栄君を指名します。

会期の決定について

○議長(大関久義君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る11月22日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長から御報告願います。

委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長(西山 猛君) 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る11月22日に令和5年第4回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、タブレット資料03のとおり、本日11月29日から12月14日までの16日間といたします。

初日の11月29日は、今期定例会の会期を決定し、提出議案の説明を受けます。

11月30日は、議案調査のため休会といたします。

12月1日は、議案に対する質疑を行い、その後、所管の常任委員会へ付託を行います。

12月4日、5日、6日の3日間で、各常任委員会を開催いたします。

8日、11日、12日の3日間で、一般質問を行います。

13日は休会とし、最終日の14日は、各常任委員会に付託された議案の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い、終了となります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長(大関久義君) お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月14日までの16日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大関久義君) 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月14日までの16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長(大関久義君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長より、法令等に基づく報告事項2件が提出されております。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

また、令和5年第3回定例会において議決されました、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書を各関係機関宛てに提出してありますことを御報告いたします。

次に、議会閉会中の議員の派遣についてであります。笠間市議会会議規則第167条第1項ただし書の規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしました。その内容は、資料のとおりであります。

以上、御報告いたします。

議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長(大関久義君) 日程第4、議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長(山口伸樹君) 議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年人事院勧告及び茨城県人事院勧告に準じて職員の給与を改定するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(大関久義君) 市長公室長金木雄治君。

[市長公室長 金木雄治君登壇]

○市長公室長(金木雄治君) 議案第74号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、人事院及び茨城県人事委員会において給料表、期末・勤勉手当等の上げが勧告されたため、特別職及び一般職等の職員の給与改定を行うものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

62ページ及び63ページを御覧ください。

笠間市職員の給与に関する条例、第20条、期末手当において、令和5年12月支給期の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。

一般職員につきましては現行の100分の120から100分の125へ、課長級以上の職員である特定幹部職員を100分の100から100分の105へ、再任用職員のうち一般職員につきましては100分の67.5から100分の70へ、再任用職員のうち特定幹部職員を100分の57.5から100分の60へ引き上げるものでございます。

次に、第21条、勤勉手当において、令和5年12月支給期の勤勉手当の支給割合を引き上げるものでございます。

一般職員につきましては現行の100分の100から100分の105へ、課長級以上の職員である特定幹部職員につきましては100分の120から100分の125へ、再任用職員のうち一般職員につきましては100分の47.5から100分の50へ、再任用職員のうち特定幹部職員につきましては100分の57.5から100分の60へ引き上げるものでございます。

次の63ページ中段から84ページは、国等と同様に給料表を引き上げるものでございます。

次に、85ページをお開きください。

第20条、期末手当において、令和5年12月支給期の支給割合を100分の5または100分の2.5を引き上げました期末手当につきまして、人事院勧告に準じて令和6年度以降、6月支給期と12月支給期に均等に配分するものでございます。

一般職員につきましては100分の125から100分の122.5へ、特定幹部職員につきましては100分の105から100分の102.5へ、再任用職員のうち一般職員につきましては100分の70から100分の68.75へ、再任用職員のうち特定幹部職員につきましては100分の60を100分の58.75へ改正するものでございます。

次に、第21条第2項、勤勉手当において、期末手当と同様に令和5年12月支給期の支給割合を100分の5または100分の2.5を引き上げました勤勉手当につきまして、令和6年度以降、6月支給期と12月支給期に均等に配分するものでございます。

一般職員につきましては100分の105から100分の102.5へ、課長級以上の特定幹部職員につきましては100分の125から100分の122.5へ、再任用職員のうち一般職員につきましては100分の50から100分の48.75へ、再任用職員のうち特定幹部職員は100分の60から100分の58.75へ改正するものでございます。

次に、87ページ、88ページを御覧ください。

笠間市の特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例につきましては、一般職と同様に特別職の令和5年12月支給期の期末手当を引き上げ、令和5年度以降の配分を見直しするものでございます。

続いて、89ページ、90ページを御覧ください。

笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例につきましては、国等と同様に任期付職員の給料表を引き上げ、また令和5年12月支給期の期末手当を引き上げ、令和6年度以降の配分を見直すものでございます。

91ページから98ページを御覧ください。

笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、常勤職員と同様に給料表の引上げを行い、また令和5年12月支給期の期末手当を引き上げ、令和6年度以降の配分を見直すものでございます。

60ページ、61ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1項から第3項において、本案の施行日、適用日を定めております。

常勤職員及び会計年度任用職員の給料表の引上げにつきましては、令和5年4月1日に遡って適用いたします。令和5年12月支給期の期末・勤勉手当の引上げにつきましては、令和5年12月1日に遡って適用いたします。令和6年以降の期末・勤勉手当の配分見直しにつきましては、令和6年4月1日から施行いたします。

第4項につきましては、改正前の規定により支払われた給与を、改正後の規定により支払われる給与の内払いとするものでございます。

以上で議案第74号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(大関久義君) 日程第5、議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改

正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の規定に準じて特殊勤務手当の支給に関し、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(大関久義君) 市長公室長金木雄治君。

[市長公室長 金木雄治君登壇]

○市長公室長(金木雄治君) 議案第75号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

特殊勤務手当の一つであります感染症防疫等作業手当については、職員が、感染症が発生し、または発生する恐れがある業務に従事したときに支給する手当でございますが、昨今、世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症や、家畜伝染病として流行しました高病原性鳥インフルエンザなど、職員の感染症に関わる業務に従事する機会が増えております。本案は、そのような中、作業手当を人事院規則の規定に準じて支給額を見直すものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3 ページを御覧ください。

第4条、感染防疫作業手当において、職員が感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護に従事したとき、もしくは感染症の病原体の付着した物件または付着の危険がある物件の処理作業に従事したときは、1日200円だったものを290円に改めます。その中にあっても、心身に著しい負担を与えると規則で定める作業に従事した場合にあっては、580円とするものでございます。

また、感染症の病原体を有する家畜または感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したときは、1日200円だったものを380円に改めます。その中にあっても、著しく危険であると規則で定める作業に従事した場合にあっては、760円とするものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和6年1月1日から施行するをいたしております。

以上で議案第75号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について

○議長(大関久義君) 日程第6、議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任の一部を免責させるため、制定するものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（大関久義君） 市長公室長金木雄治君。

〔市長公室長 金木雄治君登壇〕

○市長公室長（金木雄治君） 議案第76号 笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について御説明申し上げます。

まず、条例制定の背景ですが、住民は、市長や職員、行政に関わる委員等が違法または不正な公金の支出、財産の取得、処分等があると認めるときは、監査委員による監査を経た上で、裁判所に対して訴訟を提起し、違法行為等を行った市長等へ自治体が損害賠償請求を行うことができることとなっており、訴訟の結果、損害を生じさせたとした場合、損害賠償責任を当該自治体に対して負うこととなります。このことが負担者の萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害が生じるという見方があります。

この問題を解決するため、平成29年の地方自治法の改正により、市長等の職務行為について善意でかつ重大な過失がない場合に限り、条例で定めることにより、市長等の自治体に対する損害賠償責任のうち、一定額を超える部分を免除することができることとされており、これを受けまして、本市においても、笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を新たに制定いたします。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

2 ページを御覧ください。

第1条、条例の趣旨でございますが、地方自治法の規定に基づき、市長等の市に対する損害賠償する責任を免れさせることに関し、必要な事項を定めることとしております。

続きまして、第2条、損害賠償責任の一部免責でございます。

損害賠償責任については、職務上、善意でかつ重大な過失がない場合においては、賠償の責任を負う額から地方自治法で定める基準給与額に市長等の区分ごとに応じた数を乗じて得た額を控除して、得た額について免れさせることといたしております。

また、基準給与年額に区分ごとに応じた乗じる数につきましては、市長は6、副市長、教育長もしくは教育委員、選挙管理委員会の委員または監査委員は4、公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員の委員は2、市の職員は1とするものでございます。

最後に、附則でございますが、公布の日から施行するものといたしております。

以上で議案第76号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長(大関久義君) 日程第7、議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、利用者証明用電子証明書が搭載された移動端末設備を使用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするために、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(大関久義君) 市長公室長金木雄治君。

[市長公室長 金木雄治君登壇]

○市長公室長(金木雄治君) 議案第77号 笠間市印鑑条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、国の電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正法が施行されたことに伴い、電子証明書を搭載したマイナンバーカードを保有する者からの申請に基づき、スマートフォンへの電子証明書の搭載が可能となったことを受け、従前のマイナンバーカードに搭載された電子証明書に加え、新たにスマートフォンに搭載される電子証明書を使用して、コンビニエンスストア等に設置された自動交付機から印鑑登録証明書を取得できるようにするため、笠間市印鑑条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページを御覧ください。

笠間市印鑑条例、第13条の2、印鑑登録証明書の交付申請において、自動交付機により印鑑登録証明書の交付を受けるために用いるものを、個人番号カードとしていたものに、移動端末設備を加えるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で議案第77号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第78号 笠間市公民連携推進条例について

○議長(大関久義君) 日程第8、議案第78号 笠間市公民連携推進条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第78号 笠間市公民連携推進条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、様々な地域課題の解決を図るために推進する公民連携に係る方針など、基本的事項を定めるため、制定するものであります。

内容につきましては政策企画部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(大関久義君) 政策企画部長北野高史君。

[政策企画部長 北野高史君登壇]

○政策企画部長(北野高史君) 議案第78号 笠間市公民連携推進条例についての内容を御説明申し上げます。

本案は、まちづくり及び日常生活において様々な課題がある中で、多様な機関等が主体的に課題解決を図る公民連携のまちづくりを推進するため、その方針や推進体制など、基本的事項を定めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第1条では、行政サービスの質の向上、領域の最適化と手法の改善等を図り、本市が目指す将来像を実現することとする目的の規定となります。

第2条では、用語の定義をしたもので、公民連携事業とは目的を達成するために市と民間が連携して行う一切の活動を指すものといたします。

3ページを御覧ください。

第3条では、市民サービスの効果向上及び効率化が可能と考えられるものは、幅広く公民連携事業として検討を行う旨を規定しております。

第4条では、公民連携事業の原則として、適切な相互負担、対話の継続、公共的な視点の確保、透明性及び公平性の確保など、第1号から第5号までに規定しております。

第5条では、指針となるガイドラインの作成義務を定め、4ページを御覧ください。

第6条では、事業全体の整備費が10億円を超える事業、単年度の運営費が5,000万円を超える事業、サービスの向上や地域への影響等が大きいことが見込まれる事業を、次に御説明いたします笠間市公民連携審議会の諮問を経て、整備手法などを決定する特定連携事業として指定する旨を規定いたします。

第7条では、特定公民連携事業の指定や評価、公民連携事業の進捗等の評価を担う笠間市公民連携審議会を諮問機関として設置することを規定し、本審議会は5名の学識経験者から選任するものといたします。

第8条は、市の課題や目標等を示した上での公民連携事業の募集を規定し、第9条では、政策企画部内に公民連携事業を推進する総合窓口を設置することを規定いたします。

5ページを御覧ください。

附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行すること及び第2項におきまして、本条例第7条で規定する笠間市公民連携審議会の委員の報酬日額1万円を定めるため、笠間市の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上で議案第78号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(大関久義君) 日程第9、議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては環境推進部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

[環境推進部長 小里貴樹君登壇]

○環境推進部長(小里貴樹君) 議案第79号 笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、本年6月に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正条例が施行されました。

市町村長が許可する5,000平米未満の埋立て事業に対しても、不適正と疑われる事案を発見した際、現地で許可等の手続を経たものであるか等を直ちに確認できるようにするため、埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等を搬入する者に対して、土砂等

受入概要書及び適合証明書の交付携帯が義務づけられました。これを受けまして、市長が許可した事業についても県条例で定める書面を交付、携帯しない者に対して停止命令や許可取消しが行えるよう、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

4 ページを御覧ください。

条例第23条、停止命令等において、第1項第1号と第2号に整理し、また第1項第3号や第2項において、書面を交付、携帯しない者に対する停止命令に関する規定を、第24条においては、県条例に違反した者への許可取消しに関する規定を加えるものであります。

続いて、5 ページをお開きください。

第27条、罰則において、第1項第4号の一部に、第1項第1号もしくは第2号を追加し、第2項は罰則規定について追加しております。

なお、本改正に関わる罰則の内容につきましては、水戸地方検察庁とも協議を済ませてございます。

3 ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は、令和6年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第79号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(大関久義君) 日程第10、議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長(山口伸樹君) 議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては福祉事務所長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第80号 笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、市条例の基準府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことを受け、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページを御覧願います。

第35条第3項、特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合の基準として、第6条第2項の規定を適用する際の読替規定について、直前で引用する号と同じ号を再度引用する場合は、同号で受けることを原則とする基準府令の改正に準じ、同様に改正し、また不要な読替規定を削除するものでございます。

続きまして、4 ページを御覧願います。

第36条第3項、特定教育・保育施設が特別利用教育を提供する場合の基準として、第6条第2項の規定を適用する際の読替規定について、特定教育・保育施設、認定こども園または幼稚園に限る以下この項において同じを、特定教育・特定施設、特別利用教育を提供している施設に限る以下この項において同じに読み替えるための規定、及び同号を同条第1号に読み替えるための規定を追加するものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で議案第80号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法施行例等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明をさせますので、よろしく願います。

○議長(大関久義君) 保健福祉部長下条かをる君。

[保健福祉部長 下条かをる君登壇]

○保健福祉部長(下条かをる君) 議案第81号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者に関わる産前産後期間相当分の国保税について軽減措置を講じるため、国民健康保険税条例において所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては新旧対照表により御説明いたしますので、5ページを御覧願います。

国民健康保険税の減額において、第19条の次に第19条第2項を加え、納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合、所得割額及び均等割額から次の各号に掲げる区分に応じて減額する内容を定めております。

6ページを御覧願います。

第1号では基礎課税額、第3号では後期高齢者支援金等課税額、7ページに移りまして、第5号では介護納付金課税額のそれぞれの所得割額については、第4条の規定に基づき12分の1の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減ずることとするものでございます。

6ページにお戻りいただきまして、第2号では基礎課税額、第4号では後期高齢者支援金等課税額、7ページに移りまして、第6号では介護納付金課税額のそれぞれの均等割額については、第5条の規定に基づき12分の1の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額を減ずることとするものでございます。

同じく、7ページの出産被保険者に関わる届出につきましては、第20条の2の次に第20条の3を加え、第1項では届出事項について、8ページを御覧いただきまして、第2項では届出に係る添付書類について、第3項では届出の開始月について、第4項では届出を省略できる場合について、それぞれ規定しております。

4ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、条例の規定は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

なお、この条例による改正後の笠間市国民健康保険税条例の規定においては、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和5年12月以前の期間に関わるもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

以上で議案第81号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長(大関久義君) 日程第12、議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条

例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 都市建設部長関根主税君。

〔都市建設部長 関根主税君登壇〕

○都市建設部長（関根主税君） 議案第82号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

笠間市営住宅管理条例では、入居者の資格としまして、配偶者暴力防止等法による接近禁止命令及び退去命令の申立者を規定しております。

配偶者暴力防止法等の一部改正に伴い、引用する本条例の条項との整合性を図るため、一部を改正するものでございます。

新旧対照表5ページを御覧願います。

改正内容としましては、第5条第1項第1号、ク、（イ）中の第10条第1項の次に、または第10条の2を加え、第28条の2においての次に、これらの規定を加えるものでございます。

2ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものと定めております。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時15分に再開いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第13、議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例

についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大関久義君） 消防長 菌部恵一君。

〔消防長 菌部恵一君登壇〕

○消防長（菌部恵一君） 座位のまま失礼します。

議案第83号 笠間市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火器設備について、実態に適合させ、かつ規制緩和を行うため、条例の制定基準に定めている対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたします。

7ページをお開き願います。

（蓄電池設備、第13条第1項）の中で、蓄電池容量の単位をアンペアアワー・セルから一般的に用いられているキロワット時に改め、地震等の転倒防止措置など、関連する規定を改めました。

さらに、7ページ中段の第13条第3項で、屋外に設ける蓄電池設備について、所要の規定の整理を行うものでございます。

次に、8ページをお開きいただきまして、7行目になります。

第44条第1項第13号の中で、蓄電池設備の届出要件を蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除くといたしました。

その2行下の別表第3の離隔距離について、10ページをお開き願います。

4行目に、固体燃料を使用する厨房設備として、炭火焼機の離隔距離を新たに定めるものでございます。

4ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は、令和6年1月1日から施行いたします。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第85号 財産の譲与について

○議長(大関久義君) 日程第14、議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第85号 財産の譲与についての2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第85号 財産の譲与については関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

これらの議案は、地方自治法第237条第2項に基づき、笠間市ともべ保育所を譲与し、笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては福祉事務所長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長(大関久義君) 福祉事務所長堀内信彦君。

[福祉事務所長 堀内信彦君登壇]

○福祉事務所長(堀内信彦君) 議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第85号 財産の譲与についての内容を御説明申し上げます。

本議案2件は、平成28年度に策定した公立保育所及び幼保連携型認定こども園民営化方針及び令和3年度に行いました公立保育所民営化方針の一部見直しを踏まえ、民営化後における安定的な保育事業の運営を図るため、財産の譲与について、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。また、財産の譲与に伴い、笠間市の関係条例について一部改正をするものでございます。

初めに、議案第84号 笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、笠間市ともべ保育所の譲与に伴い、所要の改正をするものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧願います。

第2条の名称、位置及び定員に関する規定、第7条の延長保育に関する規定及び第9条の広域入所保育料に関する規定について、別表中、笠間市ともべ保育所の項を削除するも

のでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、本条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第84号の説明を終わります。

続きまして、議案第85号 財産の譲与について内容を御説明申し上げます。

本案は、笠間市ともべ保育所の民営化に伴う財産の譲与について、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、建物の所在地、種別、数量につきまして、名称笠間市ともべ保育所、所在地は笠間市平町1759番地1、構造は木造瓦ぶき平屋建て、総床面積631.11平方メートルでございます。

2、譲与の目的は、大成学園ともべ保育園設置のためでございます。

3、譲与の相手方は、茨城県水戸市五軒町3丁目2番61号、学校法人大成学園でございます。

以上で議案第85号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第86号 指定管理者の指定について(笠間市地域交流センターともべ)

議案第87号 指定管理者の指定について(笠間市宮友部駅南口自転車駐車場)

議案第88号 指定管理者の指定について(笠間クラインガルテン)

○議長(大関久義君) 日程第15、議案第86号 指定管理者の指定について(笠間市地域交流センターともべ)から議案第88号 指定管理者の指定について(笠間クラインガルテン)の3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第86号から議案第88号までの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これらの議案は、笠間市地域交流センターともべ、笠間市宮友部駅南口自転車駐車場、笠間クラインガルテンにおけるそれぞれの指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(大関久義君) 総務部長後藤弘樹君。

[総務部長 後藤弘樹君登壇]

○総務部長(後藤弘樹君) 議案第86号及び議案第87号 指定管理者の指定について御説

明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする施設は、議案第86号において笠間市地域交流センターともべ、議案第87号において笠間市営友部駅南口自転車駐車場でございます。

次に、指定管理者となる団体の住所及び氏名は、両議案とも、笠間市笠間2372番地の5、特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会理事長金澤大介で、指定期間は、両議案とも、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで5年間でございます。

今回の指定につきましては、期間満了による更新に伴い、公募により指定管理者の募集を行い、2団体から申請があり、指定管理者の手續等に関する条例に基づき、選定審議会への諮問を行い、施設の利用促進や来館者のニーズに適応した質の高いサービスの提供など、施設の適正かつ効率的な運営を行う能力とノウハウを有していることから、いばらきの魅力を伝える会が指定管理者候補者として適当であるとの答申を受け、その答申内容を検討し、今般、指定管理者としての指定をするものでございます。

以上で議案第86号及び議案第87号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 産業経済部長礪山浩行君。

〔産業経済部長 礪山浩行君登壇〕

○産業経済部長(礪山浩行君) 議案第88号について御説明申し上げます。

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称は、笠間クラインガルテン、指定管理者として指定する団体の名称は、京都府京都市に所在する株式会社マイファームでございます。

指定期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。

今回の指定につきましては、令和4年度から公募により選定された同社が指定管理を行い、2年間の指定管理期間を経て令和6年度から民間運営移行することとしておりましたが、昨年度1年間の指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症などの影響により、民間運営に向けた事業の効果検証期間が十分に確保できなかったことから、令和6年度を引き続き指定管理期間とし、令和7年度からの民間運営に向けて準備を進めていくため、非公募といたしました。

提出された事業計画書等を選定基準に基づき審査した結果、施設の設置目的と株式会社マイファームの企業理念が合致しており、目的に沿った管理運営ができること、また地域住民と連携するとともに、地域資源の利活用することで地域活性化が図られることなどから、指定管理者の候補者として選定いたしました。

選定に当たりましては、笠間市公の施設における指定管理者の指定手續等に関する条例、第4条第2項の規定に基づき、諮問した指定管理者選定審議会から指定管理候補者として適当であるとの答申をいただいております、その答申内容を検討し、今般指定管理者として指定するものでございます。

以上で議案第88号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第89号 工事請負契約の変更について

○議長(大関久義君) 日程第16、議案第89号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第89号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案は、貯留槽構造物の工法変更による仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては環境推進部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(大関久義君) 環境推進部長小里貴樹君。

[環境推進部長 小里貴樹君登壇]

○環境推進部長(小里貴樹君) 議案第89号 工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

本案は、令和3年第3回定例会議案第73号において議決をいただき、工事を進めておりました最終処分場建設工事において、令和5年1月6日に発生した浸出水貯留槽の一部擁壁が倒壊したことを受けて、浸出水貯留槽の再建工法を検討しました結果、プレキャストコンクリート擁壁から現場打ちコンクリート擁壁に工法を変更したことによる工事請負契約の変更でございます。

契約についてでございますが、工事請負業者である株式会社熊谷組首都圏支店との随意契約により、11月21日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は4,651万9,000円の減額、うち消費税422万9,000円の減額でございます。

以上で議案第89号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

議案第90号 茨城県中央環境衛生組合の設立について

○議長(大関久義君) 日程第17、議案第90号 茨城県中央環境衛生組合の設立についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第90号 茨城県央環境衛生組合の設立についての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市と茨城町によるし尿処理施設の設置に関する事務を共同処理するため、一部事務組合を設立するものであります。

内容につきましては環境推進部長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（大関久義君） 環境推進部長小里貴樹君。

〔環境推進部長 小里貴樹君登壇〕

○環境推進部長（小里貴樹君） 議案第90号 茨城県央環境衛生組合の設立について御説明申し上げます。

本案は、笠間市と茨城町によるし尿処理施設の設置に関しまして、本年3月22日に笠間市茨城町広域し尿処理に関する基本合意書を締結し、4月13日に笠間市茨城町広域し尿処理施設整備促進協議会を設立しまして、協議調整を進めてまいりました。

今般、同協議会における協議がまとまりましたことから、令和6年4月から新たな一部事務組合を設立するため、一部事務組合の規約を定め、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の内容につきまして御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。

第1章、総則において、第1条で、組合名称を茨城県央環境衛生組合と定め、第2条で、組合を組織する地方公共団体、第3条で、共同処理する事務、第4条で、組合の事務所の位置を茨城町大字小堤1080番地とそれぞれ定めております。

次に、2ページから3ページをお開きください。

第2章の第5条から第7条におきまして、組合の議会について議会の組織及び議員選挙の方法、任期等を定めております。

第5条では、組合の議員の定数を8人とし、構成団体ごとに各4人とし、第6条では、組合議員の任期を定め、第7条としまして、組合議会の議長及び副議長について規定しております。

続きまして、第3章は、組合の執行機関についての規定でございます。

第8条は、管理者、第9条で、副管理者、第10条で、会計管理者につきましてそれぞれ規定をしまして、第11条で、監査委員を2名とし、管理者が組合の議会の同意を得て選任することと規定しております。第12条では、組合職員について定めております。

4ページを御覧願います。

第4章は、経費の支弁方法についての規定でございます。

第5章は、補足といたしまして、この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合の議会の議決を得て、これを定めることとしております。

附則といたしまして、本規約は、令和6年4月1日から施行するとともに、組合議員の選出、その他この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができるものとしております。

以上で議案第90号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

-
- 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)
 - 議案第92号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第93号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第94号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第96号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算(第3号)
 - 議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算(第2号)
 - 議案第98号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)
 - 議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(大関久義君) 日程第18、議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)から議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算(第2号)までの9件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

[市長 山口伸樹君登壇]

○市長(山口伸樹君) 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)から議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算(第2号)までの提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか、特別会計4会計、企業会計4会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長(大関久義君) 総務部長後藤弘樹君。

[総務部長 後藤弘樹君登壇]

○総務部長(後藤弘樹君) 議案第91号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和5年度笠間市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,480万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ353億6,575万

3,000円とするものでございます。

7ページを御覧ください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

脱炭素社会実現事業をはじめ10事業につきまして、年度内の支出が完了しない見込みであることから、繰越明許費を設定するものでございます。

8ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正でございます。

1、追加は、議会だより作成業務委託から10ページ中段となります小・中学校健康診断検査業務委託まで24件につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

2、変更は、あたごフォレストハウスほか2施設指定管理料の限度額変更でございます。

11ページを御覧ください。

第4表、地方債補正でございます。

常備消防車両更新事業債につきまして、事業費の確定に伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

14ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

第1款市税、第1項市民税、2目法人分6,000万円の増は、本年度上半期の法人の申告状況により、法人市民税法人税割を増額するものでございます。

第2項固定資産税、1目固定資産税3,000万円の増は、新築家屋や企業の設備投資などが伸びたことによりまして、固定資産税現年度課税分を増額するものでございます。

17ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,824万9,000円の増は、今回の補正予算の財源調整のため、繰入れを行うものでございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正では、歳出項目全般にわたりまして、人事院勧告に準じて行う給与改定に伴う人件費の補正をしております。

24ページを御覧ください。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費839万2,000円の増は、12節委託料、住民基本台帳システムの改修業務委託料531万3,000円の増額が主なものでございます。

32ページを御覧ください。

第4款衛生費、第2項製造費でございます。

次の33ページを御覧ください。

2目塵芥処理費2,744万9,000円の減は、10節需用費、第2期最終処分場運営事業に係る光熱水費1,459万7,000円、医薬材料費924万3,000円の減が主なものでございます。

3目し尿処理費1,844万2,000円の減は、18節負担金補助及び交付金において、主に光熱費の確定見込みにより、茨城地方広域環境事務組合負担金を減額するものでございます。

37ページを御覧ください。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費でございます。

次の38ページを御覧ください。

3目道路新設改良費1,980万円の増は、21節補償補填及び賠償金で、1級7号線と1級9号線の交差点及び歩道整備工事に伴う電柱移転など、物件移転等の補償費950万円を主なものとして計上するものでございます。

43ページを御覧ください。

第9款教育費、第2項小学校費、2目教育振興費4,097万3,000円の増は、17節備品購入費に、令和6年度から使用する小学校教科書の刷新に伴い、教師が使用する指導書等の購入費4,008万2,000円を計上するものでございます。

以上で令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長下条かをる君。

〔保健福祉部長 下条かをる君登壇〕

○保健福祉部長（下条かをる君） 議案第92号及び議案第93号について御説明いたします。

初めに、議案第92号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億3,730万4,000円とするものでございます。

4ページを御覧願います。

第2表の債務負担行為につきましては、令和6年度の特健康診査業務委託について、令和5年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為の設定をするもので、期間を令和6年度、限度額を5,776万1,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入ですが、7ページを御覧願います。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金132万4,000円の増額は、給与改定に伴う人件費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

8ページを御覧願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の132万4,000円は、給与改定に伴う人件費分を増額するものでございます。

以上で議案第92号の説明を終わります。

続きまして、議案第93号 令和5年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

1 ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,954万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入ですが、6 ページを御覧願います。

6 款諸収入、1 項雑入、5 目消費税還付金4万1,000円の増額は、検針業務委託料収入に対する消費税申告により還付金を収入するものでございます。

次に、歳出でございます。

7 ページを御覧願います。

5 款1 項1 目予備費4万1,000円の増額は、歳入歳出間の調整額でございます。

以上で議案第93号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 福祉事務所長堀内信彦君。

〔福祉事務所長 堀内信彦君登壇〕

○福祉事務所長（堀内信彦君） 議案第94号及び議案第95号について御説明申し上げます。

初めに、議案第94号 令和5年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ725万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ80億7,187万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものでございます。

6 ページを御覧願います。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目地域支援事業補助金交付金38万3,000円から5 款県支出金、2 項県補助金、2 目地域支援事業交付金19万1,000円、7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金19万1,000円の増額と、4 目その他一般会計繰入金のうち242万4,000円の増額は、給与改定等による人件費の補正に伴うものでございます。

次に、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目介護保険事業費補助金203万5,000円及び7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目その他一般会計繰入金のうち203万5,000円の増額は、介護保険事務に係るシステム改修費用の2分の1相当分について収入するものでございます。

続いて、歳出の主なものでございます。

7 ページを御覧願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費433万7,000円の増額は、主に介護報酬改

定に伴い、介護サービス事業所の情報を管理するシステムを改修するものでございます。

次に、2項徴収費、1節賦課徴収費132万円の増額は、同じく介護報酬の改定に伴う基幹系介護保険システムを改修するものでございます。

続きまして、8ページ、3項介護認定審査会費から9ページ、4款地域支援事業費までの各項目における増額は、給与改定に伴う人件費の増額でございます。

引き続き、9ページを御覧願います。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金23万2,000円の減額は、歳入歳出の調整によるものでございます。

以上で議案第94号の説明を終わります。

続きまして、議案第95号 令和5年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,280万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものでございます。

6ページを御覧願います。

1款サービス収入、1項介護予防サービス収入、1目介護予防サービス計画収入71万6,000円の増額は、要支援認定者に対するケアプランの作成件数の増加に伴うものでございます。

続いて、歳出の主なものでございます。

7ページを御覧願います。

2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費44万1,000円につきましては、介護予防サービス利用者の増加に伴い、予防ケアプラン作成委託料を増額するものでございます。

以上で議案第95号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第96号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

収入ですが、第1款病院事業収益に65万3,000円を追加し、総額を9億2,122万7,000円に、支出の第1款病院事業費用に793万5,000円を追加し、総額を10億1,363万5,000円とするものです。

第3条は、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款資本的収入に192万5,000円を追加し、総額を3,319万3,000円に、支出の第1款資本的支出に385万円を追加し、総額を5,644万4,000円とするものです。

2ページを御覧ください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第5条は、他会計からの補助金の補正でございます。

第6条、債務負担行為でございますが、筑波大学と進めております地域医療研修推進事業につきまして、令和6年度から3年間の債務負担行為を設定するものです。

収入及び支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書で御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

収益的収入でございます。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益65万3,000円の増は、5目その他医業外収益で訪問看護ステーション等に対する物価高騰支援として、笠間市居宅系介護サービス事業所物価高騰支援金と、昨年度購入しました公用車に対するクリーンエネルギー自動車導入促進補助金が交付されたことが主なものでございます。

12ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用766万円の増ですが、人事院勧告に伴い、1目給与費を補正するものでございます。

13ページを御覧ください。

第2項医業外費用27万5,000円の増でございますが、公用車購入に係る一般会計からの繰入金につきまして、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金が交付されたことに伴い、一般会計に繰り戻すための一般会計繰出金でございます。

14ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入、第2項出資金192万5,000円の増は、入院患者用のセントラルモニター更新に伴う一般会計からの医療機器購入に係る出資金の増でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費385万円の増でございますが、セントラルモニター購入による1目資産購入費を増額するものでございます。

以上で議案第96号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長(友部邦男君) 議案第97号及び議案第98号並びに議案第99号について御説明申し上げます。

初めに、議案第97号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算(第2号)について御説

明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、(4) 主要な建設改良事業でございますが、宍戸浄水場整備事業につきまして2億6,802万円減額し、その計を7億9,598万円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款水道事業収益につきまして、第2項営業外収益を2万4,000円増額し、水道事業収益の計を18億3,342万9,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用につきましては、第1項営業費用を634万5,000円増額し、水道事業費用の計を17億5,914万2,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、内容につきましては2ページをお開きください。

収入の第1款資本的収入、第1項企業債を2億6,500万円減額、また第3項他会計負担金を572万円減額し、資本的収入の計を12億4,280万2,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を3億447万2,000円減額し、資本的支出の計を16億2,583万円とするものでございます。

第5条、企業債でございますが、予算第5条に定めました起債の限度額を補正するもので、宍戸浄水場整備事業につきまして2億6,500万円減額し、その計を7億9,500万円とするものでございます。

第6条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を改めるもの、また第7条は、他会計からの補助金の額の補正でございます。

3 ページをお開きください。

第8条、継続費でございますが、宍戸浄水場整備事業につきまして、当初、令和3年度から令和5年度までの3か年で継続費を設定しておりましたが、令和6年度への繰越事業が生じたため、継続費の設定を令和6年度までとし、年割額を記載のとおり改めるものでございます。

第9条、債務負担行為でございますが、債務負担行為を予算第12条として定めるもので、その内容でございますが、水道薬品購入は、浄水場で使用する薬品を令和6年度当初から切れ目なく手配するため、また水道事業等包括業務委託は、令和4年度から令和8年度までの5年間、民間事業者と水道事業包括委託契約を締結しておりますが、令和6年度より下水道排水設備工事の受付検査に関する業務を追加で委託するものでございます。

それぞれの業務につきまして本年度中に契約事務を進める必要があることから、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

それでは、今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうちの支出でございますが、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費550万円の増額は、配水池ポンプの不具合等発生時の緊急修繕に対応するため、配水施設修繕費を増額するものでございます。

15ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうちの支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目施設改良費3億454万円の減額は、第27節工事請負費で、宍戸浄水場更新工事につきまして資材の入荷等に時間を要することから、当初計画の令和5年度未完了を令和6年度内完了へ変更いたしたく、令和6年度へ持ち越す分の工事費2億6,802万円の減額が主なものでございます。

以上で議案第97号の説明を終わります。

続きまして、議案第98号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するもので、第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用を6万3,000円増額し、工業用水道事業費用の計を2,846万6,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を記載のとおり改めるものでございます。

今回の補正の内容につきましては、補正予算明細書により御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

収益的支出でございます。

第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用、第2目総係費6万3,000円の増額は、職員給与の改正に伴う給料及び手当等の増額でございます。

以上で議案第98号の説明を終わります。

続きまして、議案第99号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業でございますが、汚水管路建設事業を232万1,000円増額し、その計を2億5,879万7,000円に、また処理場建設事業を2,474万4,000円増額し、その計を8億5,727万6,000円とするものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに、収入の第1款下水道事業収益につきまして、第2項営業外収益を99万4,000円増額し、下水道事業収益の計を23億9,225万6,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用につきましては、第1項営業費用を99万4,000円増

額し、下水道事業費用の計を23億9,225万6,000円とするものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、内容につきましては2ページをお開きください。

収入の第1款資本的収入、第1項企業債を1,000万円増額、第7項国庫補助金を884万円減額及び第8項県補助金を2,087万8,000円増額し、資本的収入の計を17億342万4,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を2,706万5,000円増額し、資本的支出の計を、25億3,325万5,000円とするものでございます。

第5条、継続費でございますが、農業集落排水事業市原地区処理施設更新工事の工事請負契約額が確定したことにより、継続費の総額及び年割額を記載のとおり改めるものでございます。

第6条、企業債でございますが、予算第6条に定めた起債の限度額を補正するもので、農業集落排水事業につきまして1,000万円増額し、その計を9,100万円とするものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を記載のとおり改めるものでございます。

3ページをお開きください。

第8条は、他会計からの補助金の額を、記載のとおり補正するものでございます。

第9条、債務負担行為でございますが、債務負担行為を予算第11条とし、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、その内容につきましては、表に記載の汚泥運搬業務委託及び農業集落排水処理施設汚泥引抜運搬処分業務委託とも令和6年度当初から発生する業務であり、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ記載のとおり定めるものでございます。

今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうちの支出でございますが、第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第6目総係費94万4,000円の増額は、職員給与の改正に伴う給料及び手当等の増額が主なものでございます。

18ページをお開きください。

資本的収入及び支出のうちの支出でございますが、第1款下水道事業資本的支出につきまして、第1項建設改良費、第1目污水管路建設費232万1,000円の増額は、第26節工事請負費で、農業集落排水北川根地区の中継ポンプ施設機器交換工事費、また第3目処理場建設費2,474万4,000円の増額は、第26節工事請負費で市原地区処理施設機器交換工事費3,004万1,000円の増額が主なものでございます。

以上で議案第99号の説明を終わります。

○議長(大関久義君) 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長(大関久義君) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、12月1日午前10時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後零時09分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 村 上 寿 之

署 名 議 員 石 井 栄